

# 特定非営利活動法人ヴォーリズ建築保存再生運動一粒の会定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ヴォーリズ建築保存再生運動一粒の会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を滋賀県近江八幡市仲屋町中8番地に置く。

## 第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、近江八幡市名誉市民第1号ウイリアム・メレル・ヴォーリズが、市民はもとより広く社会に建築を通して訴えてきたことを後世に伝承するため、今は朽ちかけつつあるヴォーリズ建築の保存再生に関する事業を行い、21世紀の人にやさしい建築のあり方や歴史を活かしたコミュニティの育成などまちづくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

まちづくりの推進を図る活動

文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動にかかる事業

- ① ヴォーリズ建築の再生保存
- ② 趣旨に賛同するものでのネットワークづくり
- ③ ヴォーリズ建築に関する情報、資料収集
- ④ ヴォーリズの情報発信基地（観光的資源としての開放）
- ⑤ ヴォーリズ建築を活用してのコミュニティの育成
- ⑥ ヴォーリズ建築の再生保存のための「ヴォーリズ基金」の設立

(2) その他の事業

- ① ヴォーリズ建築を活用しての貸館事業
- ② ヴォーリズ建築の普及と活用のための物品販売事業
- ③ ヴォーリズ建築に関する書籍の作成及び販売事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

### 第3章 会員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、本部会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1)本部会員 この法人の目的に賛同して入会した個人および団体
- (2)ネットワーク会員 この法人の目的に賛同して入会した個人および団体

#### (入会)

第7条 本部会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1)第5条に規定する事業に原則として全て参画しなければならない。

2 本部会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により会長に申し込むものとし、会長は、そのものが前項に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 会長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (会費)

第8条 本部会員およびネットワーク会員は、総会後30日以内に別に定める会費を納入しなければならない。途中入会の場合も、別に定めるとおり納入しなければならない

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)退会届の提出をしたとき。
- (2)本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- (3)継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4)除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することが出来る。

#### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することが出来る。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)この定款等に違反したとき。
- (2)この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

#### (拠出金品の不返還)

第12条 既納の会費および他の拠出金品は、返還しない。

### 第4章 役員および職員

#### (種類および定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1)理事 5人以上10人以内

(2)監事 2人

2 理事のうち、1人を会長、2人以内を副会長とする。

(選任等)

第14条 理事および監事は、総会において選任する。

2 会長および副会長は、理事の互選とする。

3 役員の内には、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が、一人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者および三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事またはこの法人の職員をかねることができない。

(職務)

第15条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は次に掲げる職務を行う。

(1)理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)この法人の財産の状況を監査すること。

(3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。

(4)前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任または任期満了時においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞な

くこれを補充しなければならない。

(解 任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(職 員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、会長が任免する。

## 第 5 章 総 会

(種 別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の 2 種とする。

(構 成)

第 22 条 総会は、本部会員を持って構成する。

(機 能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1)定款の変更
- (2)解散
- (3)合併
- (4)事業計画および収支予算ならびにその変更
- (5)事業報告および収支決算
- (6)役員の選任または解任、職務および報酬
- (7)入会金および会費の額
- (8)借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）その他新たな義務の負担および権利の放棄
- (9)事務局の組織および運営
- (10)その他運営に関する重要事項

(開 催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 本部会員の総数の5分1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があつたとき。

(招 集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した本部会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、本部会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することが出来ない。

(議 決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するものの他、出席した本部会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各本部会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない本部会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の本部会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した本部会員は、前2条および次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する本部会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 本部会員総数および出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

### (構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

### (権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1)総会に付議すべき事項

(2)総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

### (開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)会長が必要と認めたとき。

(2)理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3)第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

### (招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2号および第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会議の5日前までに通知しなければならない。

### (議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

### (議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

### (表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決については、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時および場所

(2)理事総数、出席者数および出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること）

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要および議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産および会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)設立当初の財産目録に記載された資産

(2)会費

(3)寄付金品

(4)財産から生じる収入

(5)事業に伴う収入

(6)その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非官利活動にかかる事業に関する資産およびその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動にかかる事業に関する会計およびその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画および予算)

第44条 この法人の事業計画およびこれに伴う收支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出と見なす。

(予備費の設定および使用)

第46条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加および更正)

第47条 予算の作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告および決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した本部会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1)総会の決議
- (2)目的とする特定非営利活動にかかる事業の成功の不能
- (3)本部会員の欠亡
- (4)合併
- (5)破産
- (6)所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、本部会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併または破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち民法第34条の規定により設立された法人もしくは地方公共団体に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において本部会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

## 第10章 雜則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

## 付 則

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

会長 太田 吉雄  
副会長 石井 和浩  
理事 阿倍 卓也  
理事 小杉 光史  
理事 小西 眞  
理事 塩田 忠伸  
理事 秦 憲志  
理事 伴 政憲  
理事 福永 貴之  
理事 二見 恵美子  
理事 村井 幸之進  
理事 門野 昌樹  
理事 和波 英雄  
監事 嵐 孝雄  
監事 高木 茂子

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の既定に関わらず、設立の日から平成 13 年 8 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第 44 条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定に関わらず、設立の日から平成 12 年 6 月 30 日までとする。
- 6 本会の会費は次の通りとし、納期期限は総会 1 ヶ月後、または入会申込書提出 1 ヶ月後とする。

本部会員 年額 10,000 円  
ネットワーク会員 年額 3,000 円以上 (本人の申し出による)  
ただし、学生は半額とし、途中入会の場合は、本部会員は月額 1,000 円で月割りとする。